

民生委員・児童委員の一斉改選の時期の見直し及び活動費に見合った財政措置を求める意見書

民生委員・児童委員制度は、制度創設から100年を超え、市民福祉の向上にとって欠かせない制度となっている。

また、急速な高齢化の進行や世帯構造の変化、さらに住民が抱える生活・福祉課題も多様化、深刻化しており、相談支援にあたる民生委員・児童委員の役割が一層大きくなっている。特に近年では、高齢者世帯の日常生活に関する支援が大幅に増加しているほか、災害に備えた要配慮者対策、消費者トラブル防止への協力、子どもや家庭の見守りなど、幅広い分野での期待が高まっている。

しかし、一方では、慢性的ななり手不足が深刻化しており、令和4年度民生委員・児童委員の一斉改選時においては、全国で15,191人の欠員が生じている。民生委員・児童委員については、昭和28年以降、12月に一斉改選が行われているが、一斉改選の時期が12月であることが、本市において選出をより困難にしている状況である。改選時期を一律に定めるのではなく地域の実情において定めることが、民生委員・児童委員の選出においては極めて重要である。

また、民生委員・児童委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員で、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められており、また活動費についても現状に見合った財源措置がなされておらず市からも補助をしている状況である。

平成26年4月の厚生労働省による「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」の報告書においても、「民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していくべきである」とされている。

よって、国会及び政府に対し、我が国社会の財産ともいえる民生委員・児童委員制度を維持・発展させていくために、下記の事項について早急なる対応を強く要望する。

記

- 1 一斉改選の時期を地域の実情に応じて定めることができるよう見直すこと。
- 2 現状の活動費に見合った財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月25日

福岡県糸島市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様